

福祉関連の各種手当のご案内

児童扶養手当

次のいずれかの児童を監護養育している父、母、または父母に代わって児童を養育している人に支給します。支給期間は児童が18歳に達した日から最初の3月31日(障害がある場合は20歳未満)までです。

支給要件

- ・父母の離婚後、父または母と生計が別の児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度障害の状態の児童
- ・父または母の生死が不明な児童
- ・結婚しないで生まれた児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ・父母ともに不明な児童など

※父または母が事実上の婚姻関係にある、公的年金などを受けることができる、所得が一定額以上ある場合などは支給されないことがあります

支給額(月額)

区分	全額支給	一部支給(所得による)
子ども1人	44,140円	44,130円～10,410円
2人目の加算額	10,420円	10,410円～5,210円
3人目の加算額	6,250円	6,240円～3,130円

受付期間

8月31日(木)までに現況届を提出(平日午前8時30分～午後5時15分(月曜日は午後7時))

※白沢町・利根町在住の人は、8月15日(火)・16日(水)の期間は白沢・利根支所で手続きできます

※該当する人へ通知を送付

<新規申請の人>

随時受け付けています。詳細はお問い合わせください

申請・問合せ 子ども課子育て支援係 ☎内線3123

特別児童扶養手当

支給要件 心身に障害のある20歳未満の児童を養育している父、母、または父母以外で養育している人
※児童が障害を支給事由とする年金を受けることができる場合や、児童福祉施設などに入所している場合は除く

支給額(月額)

区分	金額
1級	53,700円
2級	35,760円

※4・8・11月の年3回、4カ月分を振り込み(受給資格者または扶養義務者の所得が一定額を超える場合は支給停止)

受付期間 8月10日(木)から9月11日(月)までに所得状況届を提出

※該当する人へ通知を送付

<新期申請の人>

認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて提出

申請・問合せ 子ども課子育て支援係 ☎内線3125

特別障害者手当・障害児福祉手当

特別障害者手当 在宅で著しく重度の障害の状態、日常生活に常時特別の介護を必要とする20歳以上の人に支給

※社会福祉施設へ入所または病院に3カ月を超えて入院している人は除く

障害児福祉手当 在宅で日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の人に支給

※障害を支給事由とする年金の給付を受けている、または社会福祉施設へ入所している人は除く

支給額(月額)

区分	金額
特別障害者手当	27,980円
障害児児童手当	15,220円

※2月、5月、8月、11月に前月分までの手当を支給(受給資格者または扶養義務者の所得が一定額を超える場合は支給停止)

受付期間 8月10日(木)から9月11日(月)までに所得状況届を提出

※該当する人へ通知を送付

<新規申請の人>

認定請求書に所定の診断書と関係書類を添えて提出

申請・問合せ 社会福祉課障害福祉係 ☎内線3108